

# 決算報告書

## 第50期

自 2024年 7月 1日  
至 2025年 6月 30日

クラシテ株式会社

# 貸借対照表

2025年6月30日現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	1,853,886	<b>流動負債</b>	634,322
現金及び預金	1,273,805	買掛金	192,107
売掛金及び契約資産	260,351	リース債務	2,515
商品	1,908	未払金	101,158
仕掛品	6,948	未払費用	18,219
貯蔵品	4,700	契約負債	245,530
前払費用	26,367	未払法人税等	11,610
未収収益	159	未払消費税等	34,752
短期貸付金	65,821	預り金	17,528
預け金	212,014	賞与引当金	7,654
その他	4,044	役員賞与引当金	3,244
貸倒引当金	△ 2,236		
<b>固定資産</b>	370,601	<b>固定負債</b>	179,870
<b>有形固定資産</b>	15,314	退職給付引当金	172,556
建物附属設備	6,864	リース債務	7,314
工具器具備品	18	<b>負債合計</b>	814,192
リース資産	8,430	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	113,199	<b>株主資本</b>	1,410,295
ソフトウェア	35,350	<b>資本金</b>	100,000
ソフトウェア仮勘定	72,895	<b>資本剰余金</b>	297,249
商標権	633	資本準備金	138,235
その他	4,320	その他資本剰余金	159,013
<b>投資その他の資産</b>	242,087	<b>利益剰余金</b>	1,013,045
関係会社株式	0	利益準備金	21,200
出資金	7,000	その他利益剰余金	991,845
長期貸付金	134,042	別途積立金	50,000
繰延税金資産	66,605	繰越利益剰余金	941,845
その他	34,439	(うち当期純利益)	48,860
		<b>純資産合計</b>	1,410,295
<b>資産合計</b>	2,224,487	<b>負債・純資産合計</b>	2,224,487

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券  
子会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② 棚卸資産  
商品、貯蔵品  
移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。  
仕掛品  
個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産  
（リース資産を除く）  
法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
イ 2007年3月31日以前に取得したもの  
旧定率法  
ロ 2007年4月1日以降に取得したもの  
定率法  
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を適用しております。  
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、支出時に費用処理しております。  
定額法を採用しております。  
② 無形固定資産  
（リース資産を除く）  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。  
③ リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金  
役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金  
退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準  
マンションマネジメント事業  
マンションマネジメント事業は、マンションの管理員業務、清掃・設備管理・保全の各業務、管理組合の決算・運営補助業務等のマンション管理の総合的管理業務を行っております。マンションマネジメント事業における顧客との履行业務は、マンション管理の実施計画に基づいて管理業務を実施することにより、契約期間において一定水準に管理された状態を提供することにあります。そのため契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。  
マンションの修繕工事を請け負う事業については、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で 収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）  
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。  
法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 274,776 株
- (2) 剰余金の配当に関する事項  
基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年9月8日 定時株主総会	普通株式	48,635	利益剰余金	177	2025年6月30日	2025年9月8日

### 4. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。